

釧路市交流プラザさいわいサークル登録【新規】について

1. 新規登録申請のため配布する書類

- (1) 釧路市交流プラザさいわいサークル登録【新規】申請書
- (2) 釧路市交流プラザさいわい登録サークル使用注意事項

2. 釧路市交流プラザさいわいサークル登録申請書の受付

- (1) 受付期間 随時（日曜日は休館日のため受付できません）
- (2) 受付時間 午前9時～午後7時
- (3) 受付場所 交流プラザさいわい2階 管理事務室
(釧路市幸町9丁目1番地 ☎64-9471)

3. 申請に必要な書類

- (1) 釧路市交流プラザさいわいサークル登録【新規】申請書
- (2) 会員・役員名簿
- (3) 会則・規約等

4. サークル登録の要件

登録できる自主的な学習活動を行うサークルとは、次の要件をすべて備えているもの。

- ① 構成員の過半数が、釧路市民であること。
- ② 規約又は会則が制定され、サークルの目的や活動内容が明確にされていること。
- ③ 年1回以上の活動を行っていること。
- ④ 構成員の登録が適格になされ、構成員の名簿が整理されていること。
- ⑤ 営利を目的としていないこと。
- ⑥ 政党及び宗教団体の下部組織、もしくは政党及び宗教団体との支持協力を目的としていないこと。
- ⑦ 経済団体及び労働団体の下部組織でないこと。

【お問い合わせ】

一般財団法人釧路市民文化振興財団
交流プラザさいわい
釧路市幸町9丁目1番地 ☎64-9471